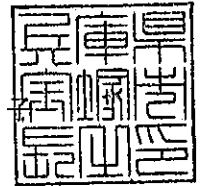


宝塚市告示第60号

宝塚市立武田尾駅前駐車場及び宝塚市立宝塚駅前駐車場並びに宝塚市立自転車等駐車場の使用料徴収事務を下記のとおり委託したので、地方自治法施行令第158条第2項の規定により告示します。

令和3年(2021年)4月1日

宝塚市長 中川 智



記

- 1 委託事務
宝塚市立武田尾駅前駐車場、宝塚市立宝塚駅前駐車場、宝塚市立自転車等駐車場（仁川駅前自転車駐車場・小仁川自転車駐車場・小仁川第二自転車駐車場・弁天池自転車駐車場・小林自転車駐車場・逆瀬川自転車駐車場・逆瀬川南自転車駐車場・宝塚南口駅前自転車駐車場・宝塚自転車駐車場・宝塚第二自転車駐車場・清荒神自転車駐車場・売布神社駅南自転車駐車場・中山北自転車駐車場・中山南自転車駐車場・山本北自転車駐車場・山本北第二自転車駐車場・山本東自転車駐車場・JR中山寺駅北自転車駐車場・JR中山寺駅南自転車駐車場・武田尾駅前自転車駐車場）の使用料徴収事務
- 2 受託者住所、氏名
東京都中央区日本橋小網町7番2号
サイカパーキング株式会社
代表取締役 森井 清
- 3 委託期間
令和3年(2021年)4月1日から
令和4年(2022年)3月31日まで

使用料収入事務受託者証

東京都中央区日本橋小網町7番2号

サイカパーキング株式会社

代表取締役 森 井 清

上記の者は、本市との契約に基づき、令和3年（2021年）4月1日から令和4年（2022年）3月31日まで、宝塚市立武田尾駅前駐車場及び宝塚市立宝塚駅前駐車場並びに宝塚市立自転車等駐車場の使用料を徴収する収入事務受託者であることを証明する。

令和3年（2021年）4月1日

宝塚市長 中 川 智 子

